

授業科目名	要件事実論 Ultimate Facts (Legal Structure of Fact Finding)
授業科目群	法律実務基礎科目
標準学年	2年次
必修・選択の区別	選択
開講学期	前記
開講曜日・時限	月曜日・4時限
単位数	2単位
担当教員名	木村元昭 (Kimura Motoaki)
授業の目的	これまで学んだ民法等の実体法の要件・効果が、民事裁判の主張・立証において、どのような意味を持つのかを学び、法律実務家として必要な法的思考力や実務処理能力を体得できるようにし、理論と実務の架け橋という法科大学院の教育理念の実現を図る。
履修条件	民法及び民訴の受講を前提に講義を行うので、これらの科目の1年次までの受講単位を取得していること。
到達目標	カリキュラムマップ、到達目標科目対応表及び学修ロードマップを参照のこと。
授業の概要	民事裁判において、典型的に問題となる事件類型ごとに、要件事実の問題点を、講義と質疑応答を通じて学ぶ。 Lecture on Ultimate Facts (Legal Structure of Fact Finding)
授業計画	第1回 はじめに 問研1～8頁 第2回 売買 問研1～35頁 類型別1～25頁 第3回 同上 第4回 同上 第5回 貸金等 問研36～52頁 類型別26～44頁 第6回 同上 第7回 所有権に基づく不動産明渡 問研53～84頁 類型別45～62頁 第8回 同上 第9回 不動産登記 問研85～119頁 類型別63～88頁 第10回 同上 第11回 不動産明渡(賃貸借終了) 問研120～131 類型別89～107頁 第12回 同上 第13回 動産引渡 問研132～146 類型別108～123頁 第14回 同上 第15回 譲受債権 類型別124～142頁
授業の進め方	要件事実について、講義形式で授業するが、学生が自分で考え、それを整理、表現し、更に深く理解することができるように、積極的に質問を投げかけ、学生と議論する。それにより、要件事実の理解及び論理的思考力・表現力等の向上を図る。
教科書及び参考図書等	「新問題研究要件事実」(司法研修所編・法曹会)、「改訂 紛争類型別の要件事実」(司法研修所編・法曹会)を教科書として使用する。参考図書としては、「要件事実論30講(第4版)」(弘文堂)などがある。
試験・成績評価等	授業における質疑応答内容(30%)及び学期末試験結果(70%)を基に、相対評価(優3割、良4割)にも配慮して、厳格に成績判定を行う。無届けの欠席・遅刻は、その回数及び理由等に応じて減点する。

事前学習	授業前には、2時間以上は予習時間に充て、教科書の該当箇所を熟読し、自分なりに理解しておくこと。
課題レポート等	授業開始後に、適宜の機会に課題に対する回答を提出してもらうことがある。
オフィスアワー	授業時間の前後をオフィスアワーとする。
その他	